

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

宮崎県知事許可申請手数料については、宮崎県収入証紙をはり付けてください。

新規許可申請の場合は、宮崎県収入証紙を貼らずに提出してください。  
後日、提出を依頼します。

#### 記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。